

飼料添加物の成分規格等省令の主な改正内容

改正項目	変更理由	改正方針
1. 試験法の改正		
鉛試験法(原子吸光光度法)の追加 (別表2の6)	鉛試験法として規定されているジチゾン法は、クロロホルム、ベンゼン等、健康上有害な試薬を多量に使用するという問題がある。また、同法は現在ほとんど用いられていない。	添加回収試験等により妥当性が確認された8成分について、各飼料添加物の項に鉛試験法(原子吸光光度法)を規定する。併せて一般試験法の項に鉛試験法(原子吸光光度法)を追加する。 妥当性が未確認の硫酸コバルト(結晶)等4成分は現行のとおりに鉛試験法(ジチゾン法)とし、今後データが得られ次第検討する。
ヒ素試験法(ジエチルジチオカルバミン酸銀法)の追加 (別表2の6)	総ヒ素の定量分析において、健康への影響がより小さい試験法として、ジエチルジチオカルバミン酸銀法が一般に用いられている。	添加回収試験等により妥当性が確認された成分は、各飼料添加物の項にヒ素試験法(ジエチルジチオカルバミン酸銀法)を規定する。併せて一般試験法の項にヒ素試験法(ジエチルジチオカルバミン酸銀法)を規定する。 妥当性が確認されなかった硫酸コバルト(結晶)等7成分は、現行のとおりにヒ素試験法(臭化第二水銀紙法)とし、今後データが得られ次第検討する。
「液体クロマトグラフ法」及び「ガスクロマトグラフ法」のピーク面積法から「重量法」及び「プランメータ法」を削除 (別表2の6)	「重量法」及び「プランメータ法」は現在使われていない。	「液体クロマトグラフ法」及び「ガスクロマトグラフ法」のピーク面積法から「重量法」及び「プランメータ法」を削除する。
生菌剤試験法の変更 (別表2の6)	生菌剤試験法におけるガスクロマトグラフ法は、有害な試薬(クロロホルム)を使用する問題がある。 液体クロマトグラフ法は、汎用性が高い試験法として一般に用いられている。	乳酸生成能力試験法及び酪酸生成能力試験法において、ガスクロマトグラフ法を削除し、液体クロマトグラフ法を規定する。
ナトリウム塩の定性試験の方法の変更 (別表2の6)	ナトリウム塩の定性試験では、酢酸ウラニルを使用する方法が規定されているが、酢酸ウラニルは核燃料物質であり、その取扱いが厳しく規制されている。	ナトリウム塩の定性試験のうち、酢酸ウラニルを使用する方法を削除する。
キシロース等の比旋光度の測定条件の変更 (別表2の7)	市販されている自動旋光度計には、層長100 mmまでの測定管しか装着できない場合が多い。理論上は層長の差は結果に影響しない。	比旋光度の測定条件のうち、層長が200 mmと規定されている場合は100 mmに変更する。
飼料添加物の適否の判断基準の変更 (別表2の1~5)	飼料添加物の適否の判断基準の要素となっている「におい」及び「味」は、飼料添加物の製造用原体等によっては、試験従事者の健康に影響を及ぼすおそれがあり、また、その判断が主観的となるおそれがある。	飼料添加物の適否の判断基準のうち、「におい」及び「味」を、参考に供する事項に変更する。 各飼料添加物の項においては、物理的・化学的性質の情報として引き続き明記する。

改正項目	変更理由	改正方針
2. 賦形物質の整理		
賦形物質の取扱いの整理 (別表2の1～5)	現在、賦形物質は、その物質毎に安全性の確認が行われているにもかかわらず、各飼料添加物の項に規定されているため、他の飼料添加物の項に規定されている賦形物質を製造に用いることができない。	既存の賦形物質については、飼料添加物の組み合わせによっては製剤としての安定性等その成分規格を担保できないおそれのある液状の飼料添加物を除いて、一般の製造用基準の項にリスト化して規定する。 液状の飼料添加物については、引き続き各飼料添加物の項に規定する。
3. 国際・国内規格に準拠		
濃度の表記の変更	「ppm」では、質量百万分率か質量対体積百万分率を表すか判断できない。	質量百万分率又は質量対体積百万分率を明確に表すため、「ppm」を「μg/g」または「μg/mL」に変更する。
最新の国際原子量表に基づく分子量等の再計算	現在、省令に規定されている分子量等は国際原子量表に基づいて計算されており、2007年に最新の原子量表が公表されている。	2007年の国際原子量表に基づき分子量等を再計算し、各飼料添加物の項における規定を改正する。
計量の単位の変更	一般に用いられていない計量の単位が省令に規定されている。	計量の単位を変更する。 例)「°」→「°C」(セルシウス度)に変更。
4. 表現の統一及び明確化		
質量を「正確に量る」の定義	省令の使用者が各飼料添加物の項を引用するだけで正しく分析できるように表現を改める。	一般通則に定義は設けず、各飼料添加物の項に、具体的に、必要な質量を明記する。 例) 5.0 gを正確に量り・・・ →5.0 g(4.95～5.04g)を量り・・・
質量を「精密に量る」の定義	省令の使用者が各飼料添加物の項を引用するだけで正しく分析できるように表現を改める。	一般通則に定義は設けず、分析法の精度からみて必要な桁数を示す。 例) 本品約1 gを精密に量り・・・ →本品約1 gを0.01gの桁まで量り、その数値を記録し・・・
「直ちに」の定義	省令の使用者が各飼料添加物の項を引用するだけで正しく分析できるように表現を改める。	「直ちに」という定義は一般通則に設けず、具体的な表現に改める。 例) 試液2滴を加え、直ちに〇〇で滴定し・・・ →試液2滴を加え、30秒以内に〇〇で滴定し・・・
容量を量る際に用いる器具の規定の追加	省令の使用者が各飼料添加物の項を引用するだけで正しく分析できるように表現を改める。	●容量を「正確に量る」 例) A液10 mLを正確に量り・・・ →A液10mLを全量ピペットを用いて量り・・・ ●「正確に100 mLとする」 例) ろ液に水を加えて正確に100 mLとし・・・ →ろ液を100mLの全量フラスコに入れ、水を標線まで加えて100 mLとし・・・

改正項目	変更理由	改正方針
有効期間の表示義務の明確化 (別表2の5)	有効期間は、各飼料添加物の項に規定がある飼料添加物に限り、その表示が義務付けられているが、現在の表示の基準の記載内容では、全ての飼料添加物において有効期間を表示しなければならないと解釈されるおそれがある。	製造(輸入)年月日及び有効期間(ただし、有効期間の表示にあつては、各条において定められているものに限る)
原子吸光光度法の「フレームレス方式」の内容の明確化 (別表2の6)	フレームレス方式には電気加熱方式と冷蒸気方式があるが、一般試験法の項では「フレームレス方式」と記載されており、電気加熱方式か冷蒸気方式が分からない。	「フレームレス方式」の項において、電気加熱方式か冷蒸気方式が分かるように記載する。
電位差法による滴定の表現の統一	電位差法による滴定について、各飼料添加物の項で表現が様々である。	電位差滴定法の表現を統一する。 例 1) 電位差滴定法を用いて・・・滴定する。 2) ……で電位差滴定する。 3) ……で滴定する(電位差法)。 4) ……で適定する。終点の確認には電位差計を用いる。 → ……で滴定する(電位差滴定法)